

平成 2 7 年度

国の予算編成に対する重点要請書

平成 2 6 年 6 月

川 崎 市

川崎市政の推進につきましては、日ごろから格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

大正13年に人口5万人で誕生した川崎市は、本年7月1日に市制90周年を迎えます。今では人口が145万人を超え、現在も伸び続けているとともに、生産年齢人口の割合が約70%を占める若い世代が支える都市です。

また、首都圏の中央部に位置し、世界的企業や研究開発機関の集積に加え、世界トップクラスの環境技術を誇る都市であるとともに、「音楽のまち」をはじめとした文化芸術の発信や「スポーツのまち」の発信など、多彩な魅力があります。

この限りない可能性を秘めた川崎をさらに、一步先へ、もっと先へ進めていくため、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本とした「成長と調和による持続可能な最幸（さいこう）のまち かわさき」のまちづくりを進めています。

今後、少子高齢化と人口減少が急速に進んでいく中で、自治体の歳入が大幅に増加することが見込めない一方で、多様化・増大化していく市民ニーズにきめ細かく対応するためには、地域経営の視点を持って効果的かつ効率的なサービスの提供に努めていくことが必要です。

このためには、国と地方の役割分担を明確にした上で、地方が担うべき分野については国の関与を廃すとともに、財政面においても自立できるよう税源移譲を進めることが不可欠です。

こうした真の分権型社会の実現に向けて、国の制度改善を要請する事項や、本市の事務事業の推進にあたり適切な財政措置が必要な事項を中心として取りまとめました。

つきましては、平成27年度国家予算編成において、本市の要請事項について、特段の御配慮をお願いいたします。

平成26年6月

川崎市長

福田 紀彦

重 点 要 請 事 項

○ 持 続 可 能 な 行 財 政 基 盤 の 確 立

地方税財源の充実確保について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
--------------------------------	---

○ 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

障害者制度改革に係る財政措置等について・・・・・・・・	3
「介護サービス制度」の改善について【新規要請項目】・・	5
生活保護制度の更なる改革等について・・・・・・・・	7
生活困窮者自立支援制度の充実について【新規要請項目】・・	9
住宅・建築物等の総合的な耐震対策等による 安全・安心に暮らせるまちづくりについて・・・・・・・・	1 1
石油コンビナート地域の強靱化について・・・・・・・・	1 3

○ 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

保育所の待機児童解消と質の確保に向けた取組について・・	1 5
安全・安心で良好な教育環境の充実について・・・・・・・・	1 7

○ 市民生活を豊かにする都市基盤と環境づくり

川崎縦貫道路の整備推進について・・・・・・・・・・	1 9
放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰等の取扱いについて・・	2 1

○ 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

国家戦略特区・国際戦略総合特区の取組推進と 殿町国際戦略拠点（KING SKYFRONT）の整備について・・	2 3
“水素社会”の実現に向けた川崎臨海部に おける水素ネットワークの構築について【新規要請項目】・・	2 5
「新川崎・創造のもり」地区での 産学交流・研究開発拠点の整備推進について・・・・・・・・	2 7
羽田連絡道路をはじめとする 臨海部地域の交通ネットワーク基盤の整備・充実について・・	2 9
川崎港の機能拡充について・・・・・・・・・・	3 1

※【新規要請項目】とは、今年度要請にて新規に項目立てをしたもの

地方税財源の充実確保について

【内閣府・総務省】

■ 要請事項

- 1 現行6：4となっている国と地方の「税の配分」を、まずは5：5となるようにすること。さらに、地方税の配分割合を高めることにより、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」とすること。
- 2 大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。
- 3 国庫補助負担金は、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。
- 4 県費負担教職員の給与負担事務が道府県から指定都市に移譲されることに対する地方財政措置の検討にあたっては、地方交付税制度の原則を踏まえて、適切な方法を国として設定すること。

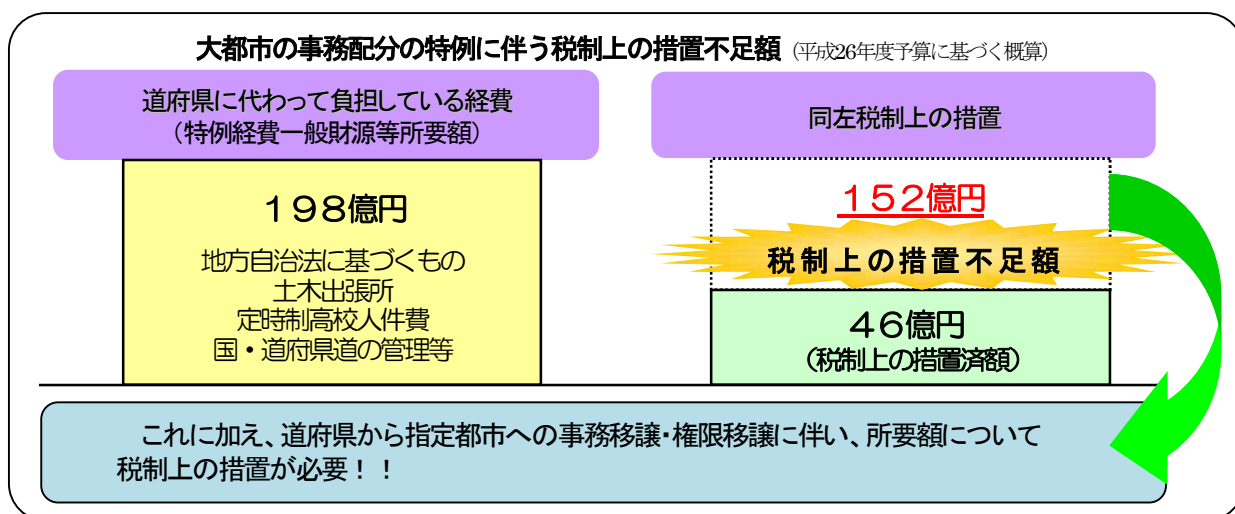
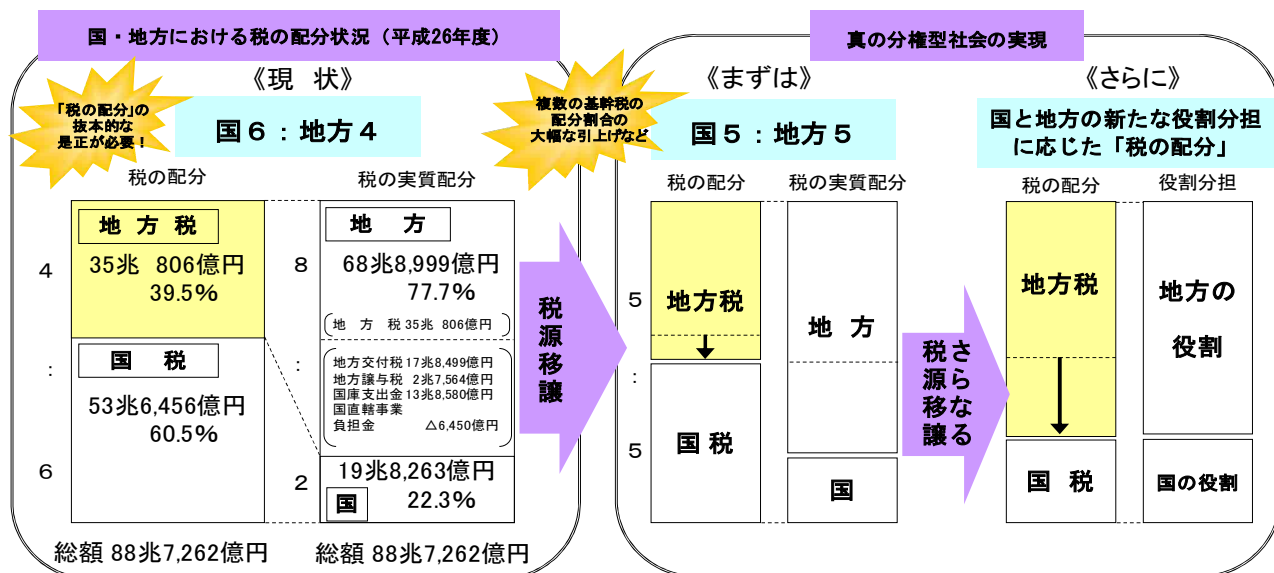
■ 要請の背景

- 真の分権型社会の実現に向けた改革では、国と地方が分担すべき役割を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるとともに、新たな役割分担に即した国と地方の税源配分への見直しなどを、国と地方が対等な立場で十分な議論を行いながら進め、国に依存した財源の規模を縮減し、地方自治体の財政運営の自由度を高めるとともに、国・県・市町村の三層構造による重複の無駄を省く国全体の構造改革を進めることが重要です。
- 指定都市は、圏域の中核都市としての役割や人口の集中・産業の集積に伴う大都市特有の財政需要を抱えています。加えて、指定都市には事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されておりますが、地方税制は事務・権限等に関わりなく画一的であるため、必要な財源について、税制上の措置が不十分となっています。このため、指定都市が大都市特有の財政需要や事務配分の特例に対応した財政運営を行えるよう、個人・法人所得課税及び消費・

流通課税に係る国・道府県からの税源移譲により大都市税源の充実強化を図るべきです。

- 国庫補助負担金については、地方への税源移譲を中心とした抜本的改革を進めるべきであり、国は速やかにその工程を明らかにするべきです。
- 県費負担教職員の給与負担等の道府県から指定都市への移譲については、指定都市所在道府県と指定都市で協議を行い、国が地方財政措置を適切に講じることを前提として、道府県から指定都市に個人住民税所得割2%の税源移譲が行われることについて、平成25年11月14日に合意しました。その移譲に対する地方財政措置の検討にあたっては、財政中立の観点から、地方交付税制度の原則を踏まえて、適切な方法を国として設定するべきです。

国・地方間の税源配分の是正



障害者制度改革に係る財政措置等について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 地域生活支援事業について、その必要な経費について、十分な財政措置を講じること。
- 2 障害者支援施設（施設入所支援）について、都市部の実態を踏まえた指定を行えるよう見直しを行うこと。
- 3 障害者の地域生活を支えるための日中活動の場の確保について、都市部の実態を踏まえて十分な財政措置を講ずること。
- 4 就労希望者数の増加を踏まえ、障害者就業・生活支援センターの設置・運営費について、十分な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、障害者の地域における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、全国一律の法定障害福祉サービスと併せて、自治体の裁量において地域の実情やニーズに沿った様々な支援を提供する地域生活支援事業を位置づけております。この事業は障害者が地域で生活していくうえで必要不可欠なものであり、今後も事業を安定的に継続して実施していくためには、相当額の財源を確保する必要がありますが、国からの補助は規定の上限割合にはほど遠い状況です。
- 障害者支援施設の指定については権限移譲がされましたが、都道府県知事の同意が必要となっており、都市部の実態を踏まえた本市独自の指定が事実上できない状況となっています。
本市においては、従前から障害者数に比して障害者支援施設の定員数が極端に少ないことから、市民から施設設置について強く求められている状況が続いています。現在まで様々な地域生活支援及び地域移行に向けた取組を展開しているところですが、強度行動障害等の障害特性等により地域生活の継続が困難な方も多いことから、入所定数を確保するとともに、一定期間でグループホームなどへの地域移行を目指し、且つ短期入所等の地域生活を支える拠点となり得る‘通過型・拠点型の入所施設’の整備が喫緊の課題となっています。
- 本市では、障害者の地域生活を支えるための日中活動の場の整備を計画的に推進しているところですが、特に施設整備における基準単価については、都市部の実勢価格から乖離しており、大きな負担が生じています。また、運営費についても必要なサービス体制を確保する

ために負担割合を超える助成を行っている状況です。

- 障害者就業・生活支援センター事業は、都道府県の地域生活支援事業と位置づけられており、国の方針では、各都道府県の指定する障害保健福祉圏域ごとに1箇所程度の設置となっています。同センターは、企業就労を希望する障害者と一般企業を結ぶ「つなぎ」という重要な役割を担っておりますが、就労実績に直結する要因は福祉圏域ごとに異なることから、地域のニーズに応じて複数設置するなどの柔軟な対応が求められております。

■ 費用

- 平成27年度地域生活支援事業費 約15億円（国費1/2 約7.5億円）

■ 効果等

- 国と自治体の負担責任の適正化
- 障害者制度改革の推進と効果的な制度運用

（表1）地域生活支援事業の実績【平成24年度実績額】（単位：百万円）

事業費	要綱に基づく 交付額（A）	交付額（B）	川崎市超過負担分 （A）－（B）
1,337	668	398	270

（表2）障害者数に対する入所定員数の状況【平成25年4月1日現在】（単位：人）

	身体障害者手帳 及び療育手帳 交付台帳登載数	入所定員数	1床あたりの 障害者手帳交付数
全国	5,801,443	201,782	28.8
神奈川県（※1）	292,597	5,150	56.8
川崎市	38,778	300	129.3

出典：平成24年福祉行政報告例、平成24年社会福祉施設等調査（※）政令市・中核市を含む

（表3）他自治体施設への入所状況【平成25年3月末現在】（単位：人）

	県内	県外	計
入所者数	146	67	213

（表4）障害者就業・生活支援センター等登録者数の推移（単位：人）

	H21	H22	H23	H24
障害者就業・生活支援センター	154	205	240	267
就労援助センター（本市単独設置）	218	299	353	427

「介護サービス制度」の改善について

【新規要請項目】

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 要介護度の維持・改善を図った介護サービス提供事業者に対し、インセンティブを付与するなどの見直しを検討し、介護給付費の抑制に向けた取組を進めること。
- 2 新たな介護報酬制度の見直しに向け、自治体が独自に取り組むモデル事業に対して、補助制度を創設すること。

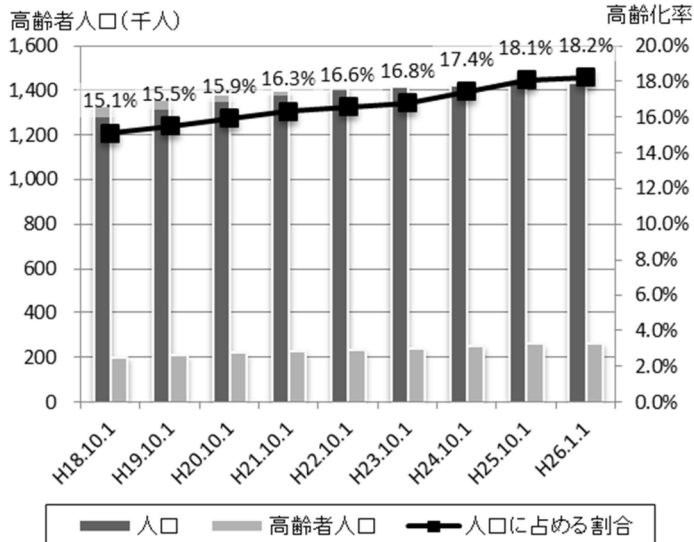
■ 要請の背景

- 高齢者人口、要介護認定者の増に伴い、介護給付費が増加し、介護保険料も上昇しています。
- 現行の介護報酬制度は、要介護度が改善して低くなると、介護報酬が減る仕組みになっています。
- 要介護度の改善を図った場合、介護サービス提供事業者に対し、一定のインセンティブが付与される新たな介護報酬制度に見直しを図ることが必要です。また、長期にわたって、要介護度を維持した場合にも同様な仕組みが必要です。
- 本市では、要介護度の維持・改善の促進を図る仕組みにより、無理なく安心して介護サービスを利用でき、いつまでも「元気なお年寄り」でいただけることを目的として、学識経験者や介護関係団体などの有識者から意見をいただきながら検討を行う「かわさき健幸福寿プロジェクト」を庁内に設置しました。
- このプロジェクトにおいて、介護サービス提供事業者の質の評価を行い、要介護度維持・改善について、効果のあった事業者に対し、一定のインセンティブが付与される新たな仕組みづくりに向けて検討を始めました。

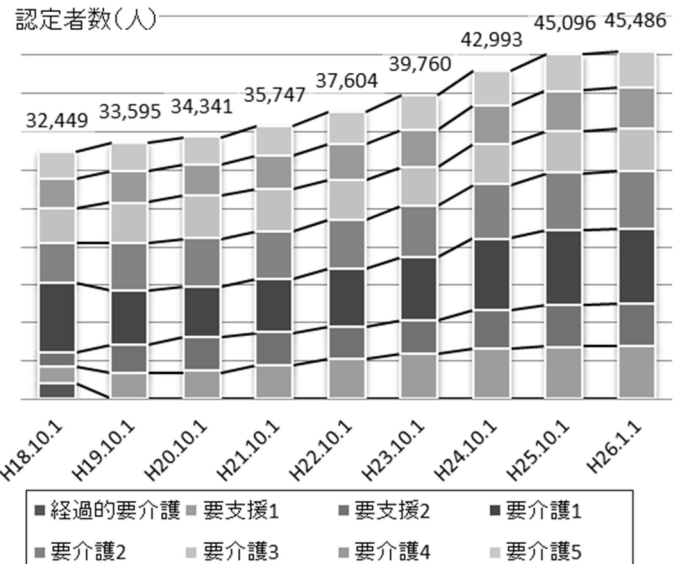
■ 効果等

- 要介護度の維持・改善が図られた場合、一定のインセンティブが付与される新たな介護報酬制度により、介護保険給付費及び介護保険料の上昇の抑制につながります。
- 介護給付費及び介護保険料の上昇の抑制により、超高齢社会にあっても、介護保険制度が維持可能な制度として継続が図られます。
- 実際にサービスを提供している介護現場において、自治体が独自に取り組むモデル事業の実施により得られた効果等の検証結果を国にフィードバックすることで、新たな介護保険制度の見直しに際し、有効な基礎資料として活用することができます。

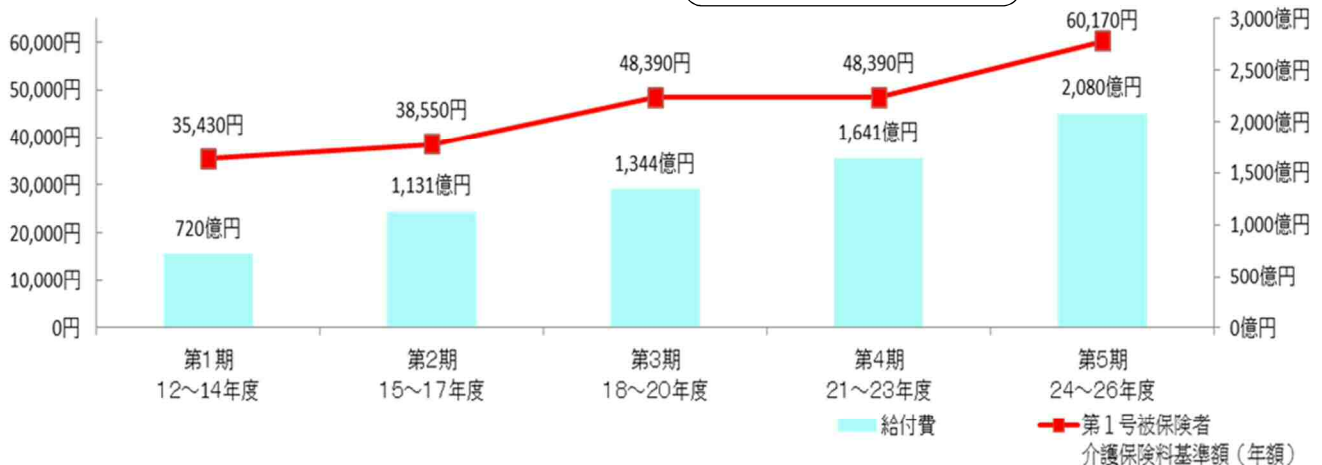
高齢者人口の推移



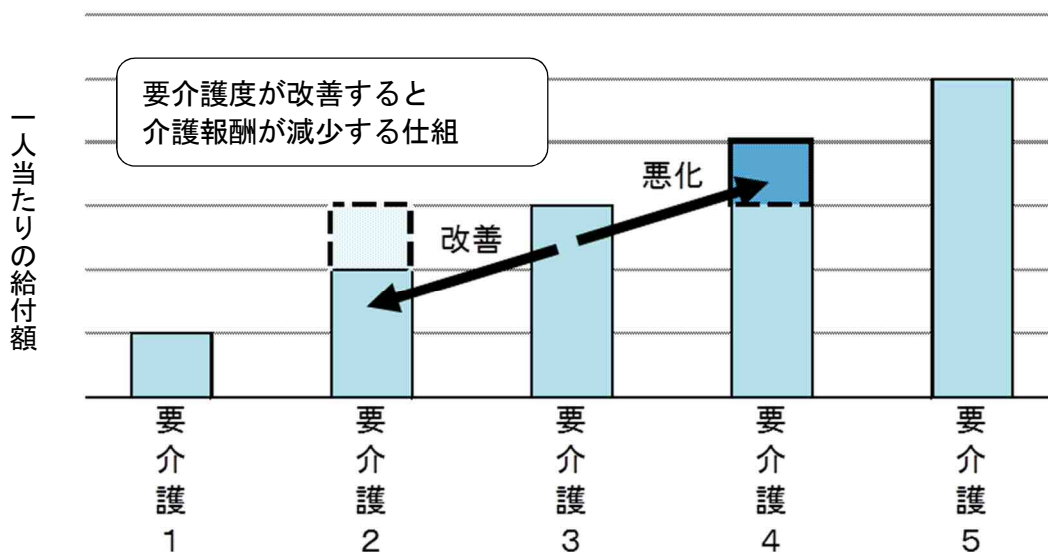
要介護認定者数の推移



介護保険料・給付費の推移



要介護度改善と介護報酬



生活保護制度の更なる改革等について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 超高齢社会の到来に向け、年金制度など社会保障制度全般のあり方の見直しとともに、それに合わせた生活保護制度となるよう更なる改革に取り組むこと。
- 2 生活保護費については、全額国庫負担とすること。
- 3 生活保護受給者の自立に向け、多様な取組を強化充実するため、セーフティネット支援対策等事業費補助金を増額すること。

■ 要請の背景

- 指定都市市長会及び全国市長会から、生活保護の適正化に向けて、抜本的な制度の見直しについて提案し、昨年12月には、生活保護法の一部を改正する法律が成立しました。しかしながら、生活保護制度の抜本的改革については、生活保護費の全額国庫負担、最低限度の生活を保障した上での医療費の一部自己負担、年金制度と整合する生活保障制度の創設など、これまでの提案が反映しているとは言えないため、生活保護制度の更なる改革に取り組む必要があります。
- 生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国の責任において全国一律に実施する制度であり、国がその費用の全額を負担するべきものです。

【本市扶助費の推移】

〔単位：億円〕

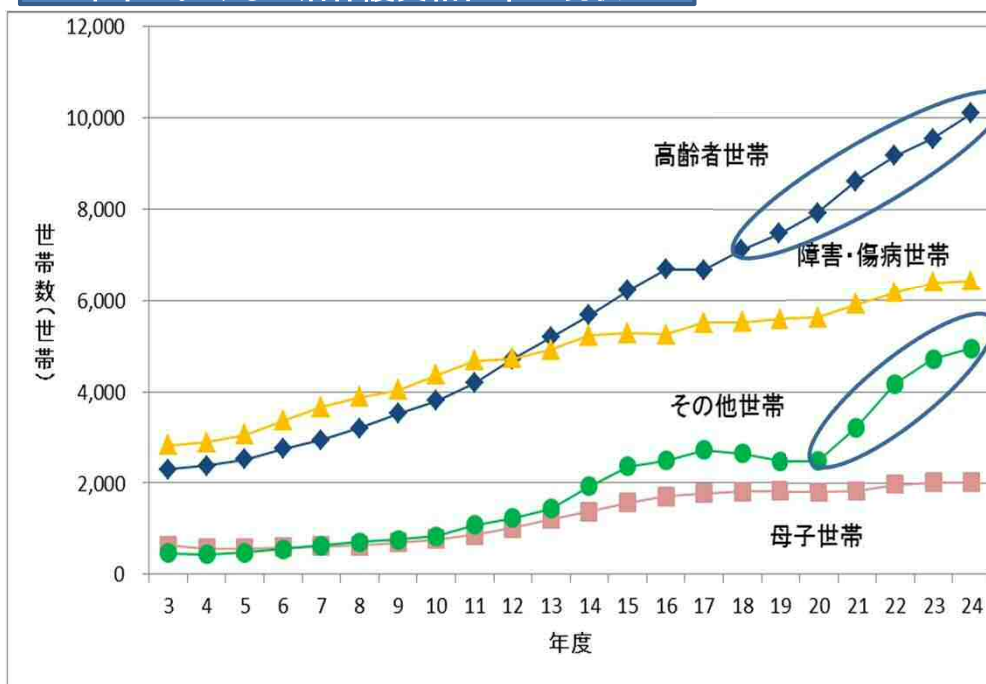
	扶助費総額	うち国負担	うち市負担
H15決算	404	295	109
H20決算	446	330	116
H26予算	599	443	156

- 平成25年度のセーフティネット支援対策等事業費補助金は、予算不足が見込まれたことから内示が遅れ、事業執行に不安が生じました。最終的に、緊急雇用創出事業で対応することになり、予算執行が可能になりましたが、早期に事業着手する上で早い段階での内示が必要であり、そのためには十分な国予算が必要になります。

■ 本市の取組

- 福祉事務所の就労支援員を増員するとともに、中間的就労など幅広い就労支援や雇用創出に取り組んでいます。さらには、社会的に孤立した若年層に対して、居場所や就労体験の場を提供し、経済的社会的自立をめざして取り組んでいます。

1 本市における生活保護受給世帯の現状

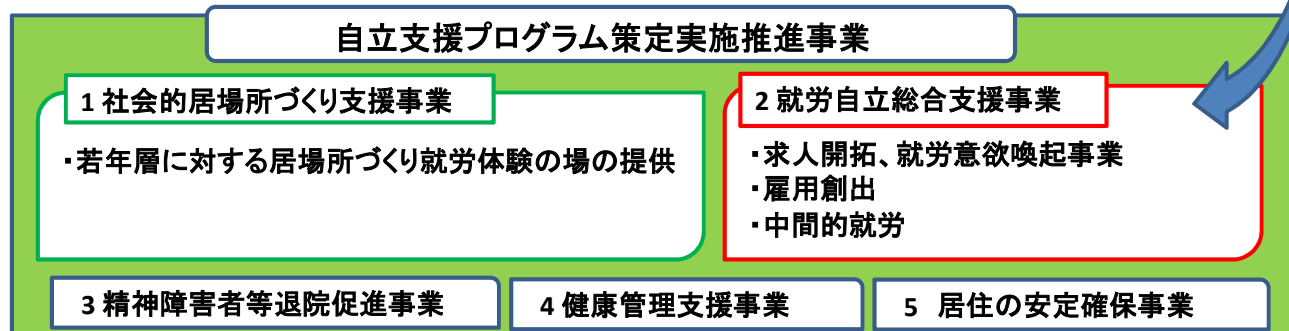


高齢化の進展に伴い増え続ける高齢者世帯

近年、その他世帯の増加が顕著

対策として、下記事業の実施により、縮減が見込まれる

2 セーフティネット補助金対象事業



3 セーフティネット支援対策等事業補助金の推移

(単位 百万円)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 内示額	平成26年度 予算額	平成27年度 要望額
268	272	342	275	270	615

予算不足分は、平成25年度途中から、緊急雇用創出事業臨時特例基金で対応。

248

345

安定した財源の確保が必要

この要請文の担当課／健康福祉局生活保護・自立支援室 TEL 044-200-2643

生活困窮者自立支援制度の充実について

【新規要請項目】

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 生活困窮者自立支援法の施行に伴い、法律に位置付けられている事業を確実に実施するため、必要な予算措置を行うこと。
- 2 生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業などの任意事業についても、緊急性を鑑み、国の補助割合を増額すること。
- 3 求人情報の把握が重要であることから、情報の一元化や掘り起しに向け、新たな仕組の構築を行うこと。

■ 要請の背景

- 生活困窮者自立支援法が平成25年12月に成立し、平成27年度から施行されることになりましたが、この制度は生活保護に至る前の段階の生活困窮者への自立支援を進める上で、効果的な事業を実施する必要があります。
- 国においては、昨年度から今年度にかけて、生活困窮者自立促進支援モデル事業として実施し、生活困窮者が抱える課題や新たな支援の成果を把握するとともに、制度化に向けた検討を進めています。
- 本市では、平成25年12月に「川崎市生活自立・仕事相談センター」を開設し、生活困窮者の自立に向けて、相談支援等に着手しましたが、さまざまな支援事例を積み重ねて、効果的な支援の仕組を構築する必要があります。
- 生活保護世帯の子どもへの学習支援事業は、国がその費用を全額負担し、実施してきましたが、平成27年度からは、生活困窮家庭の子どもへの学習支援と統合して実施することになり、より充実する必要があります。
- 就労自立に向けては、求人情報の把握とともに、詳細な求人条件の把握が重要ですが、就労支援機関等が個々に独自の調査に基づく情報収集を行っていることから、情報の一元化が図られておらず、求人と求職のマッチングが可能となる仕組の構築が求められています。

■ 本市の取組

- 平成26年度は、生活困窮者をはじめ障害者や社会的弱者を支援する団体とネットワーク会議を立ち上げ、より効果的な支援ができるよう多様な連携に取り組んでいます。

1. 生活困窮者自立支援制度にかかる国庫補助額について

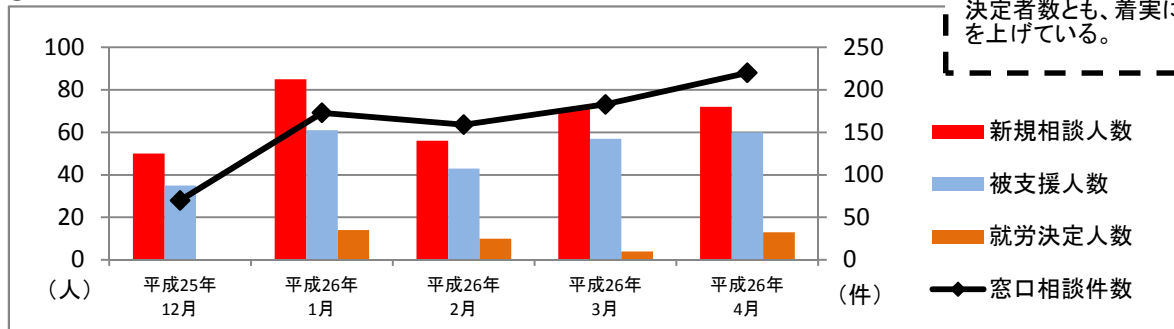
●モデル事業(10/10)⇒平成27年度から制度化(3/4、1/2) 補助率の削減を予定

(単位:千円)

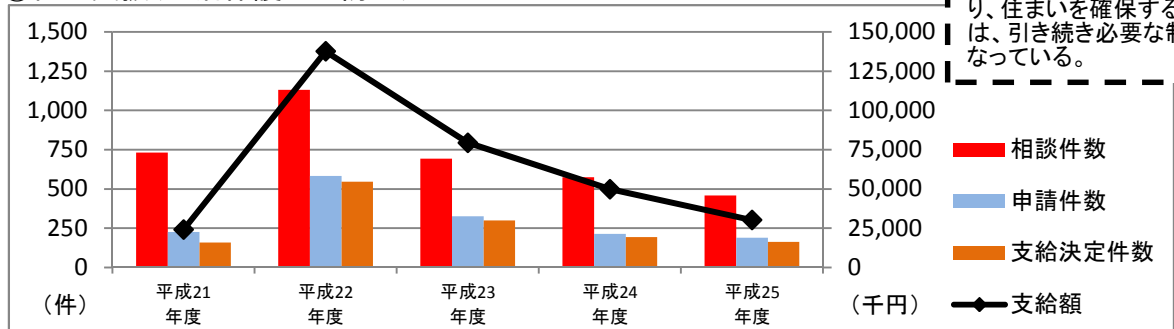
市事業名 (国庫補助事業メニュー名)	生活困窮者自立促進支援 モデル事業(10/10)		生活困窮者自立支援法		
	平成25年度 内示額	平成26年度 申請予定額	平成27年度見込額(平成26年度ベース)		
			補助率	国庫補助額	市負担額(新規負担)
① 生活自立・仕事相談センター事業 (自立相談支援事業)	54,000	80,000	3/4	60,000	20,000
② 住宅支援給付事業 (住居確保給付金)	121,782	84,249	3/4	63,187	21,062
③ 学習支援事業 (学習支援事業)	45,791	57,600	1/2	28,800	28,800

モデル事業の実施状況(以下のとおり着々と事業効果を実現)

①相談センター(生活保護への防止)



②住宅支援(生活保護への防止)



※平成21年10月事業開始

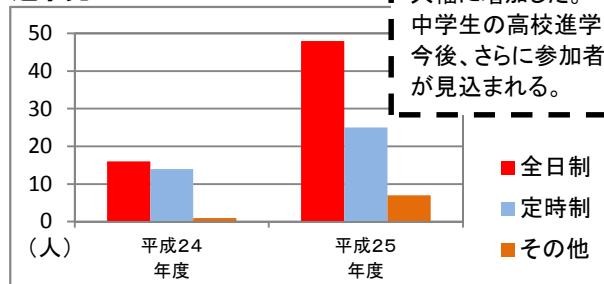
③学習支援(貧困の連鎖を防止)

(単位:か所、人)

	平成24年度	平成25年度
実施場所数	2	6
中学3年生参加者数	31	80



進学先



この要請文の担当課／健康福祉局生活保護・自立支援室 TEL 044-200-3496

住宅・建築物等の総合的な耐震対策等による 安全・安心に暮らせるまちづくりについて

【国土交通省】

■ 要請事項

建築物等の耐震化をはじめとした総合的な耐震対策や、高齢者等の居住の安定確保に向けて、必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 首都圏において東海地震や関東直下型地震発生の切迫性が指摘されるなか、建築物が集積し甚大な地震被害が想定される本市では、既存建築物の耐震化の促進が急務であり、これまでも耐震対策の制度拡充に努めてまいりました。さらに、改正された耐震改修促進法に合わせ、特定建築物の耐震助成制度拡充をはじめとした、住宅・建築物等の耐震性の一層の向上を図る各種施策の検討を行い、まち全体の総合的な耐震化の推進を図ります。
- また、高齢者や障害者、子育て世帯等の居住の安定確保に向け、公営住宅の整備を始め、高齢者向け優良賃貸住宅等の供給促進など、安全・安心な暮らしを支える良質な住宅の供給に向けた取組を推進しています。

■ 費用

- 平成27年度計画事業費 約61.3億円（国費 約29.4億円）
 - ・ 住宅・建築物等の耐震対策事業 約12.0億円（国費 約5.0億円）
 - ・ 公営住宅整備事業等 約49.3億円（国費 約24.4億円）

■ 効果等

- 住宅・建築物等の耐震性向上による安全性の確保
- 良質な住宅の供給による高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定

住宅・建築物等の耐震対策事業

本市では、平成19年3月に「川崎市耐震改修促進計画」を策定し、建築物の耐震化を促進するための施策を推進しております。

■民間建築物（市内全域）

市内全体の耐震化率（住宅：86.5%）※平成20年度の住宅土地統計調査による。

（特定建築物：88.9%）※平成22年度本市調査による。

（これまでの主な取組）

- ・木造住宅耐震対策、民間マンション耐震対策、特定建築物耐震対策

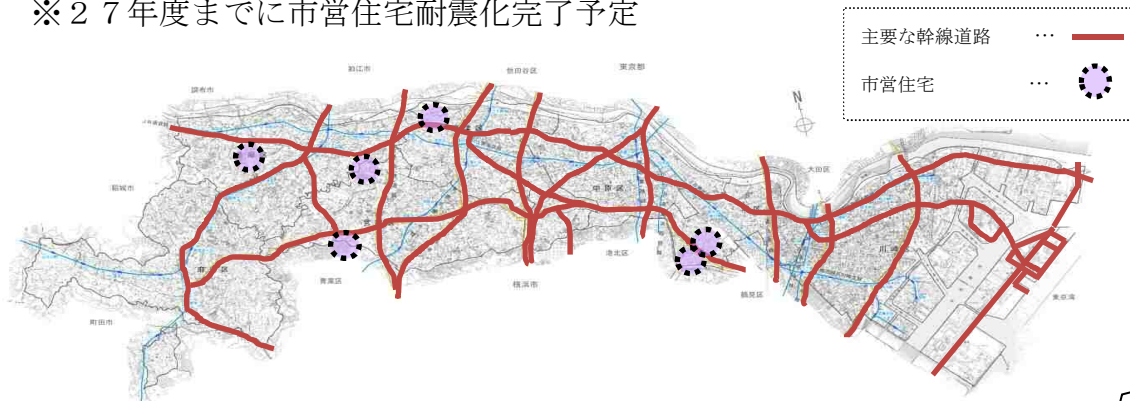
（平成26年度の新たな取組）

- ・特定建築物の耐震助成制度の拡充

■市営住宅等（詳細下図）

- ・市営住宅等耐震化事業（上作延第2住宅 他5か所）

※27年度までに市営住宅耐震化完了予定



公営住宅整備事業等

■市営住宅整備事業

- ・大島住宅 他 6団地（全9棟 606戸）

■高齢者、障害者等の居住の安定

- ・高齢者向け優良賃貸住宅建設費補助
- ・マンション共用廊下等段差解消工事
- ・子育て等あんしんマンション事業 など



これらの取組により、まち全体の総合的な耐震化を推進！

この要請文の担当課／まちづくり局市街地開発部住宅整備課
まちづくり局指導部建築管理課

TEL 044-200-2993
TEL 044-200-3017

石油コンビナート地域の強靱化について

【内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 国が公表した首都直下地震被害想定等を踏まえ、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法等の技術基準の妥当性を検証して必要な見直し等を行い、耐災害性の向上や防災体制の強化を図ること。
- 2 事業者が実施する液状化対策や津波対策等の減災対策への支援の継続と拡充に取り組むこと。
- 3 施設の経年劣化に対する維持管理技術の開発や情報提供を行うこと。また、経年劣化した配管等の施設改修へのインセンティブについて検討すること。
- 4 民間企業が行う護岸の耐震改修への税制の特例措置に係る報告期限を平成27年度末までに延長するとともに、老朽化が進行した護岸の改修についても支援制度の対象とすること。
- 5 事業者がコンビナート保安人材を育成・確保できるよう、必要な支援を行うこと。
- 6 省庁間の連携を強化し石油コンビナート地域の強靱化を総合的に推進すること。

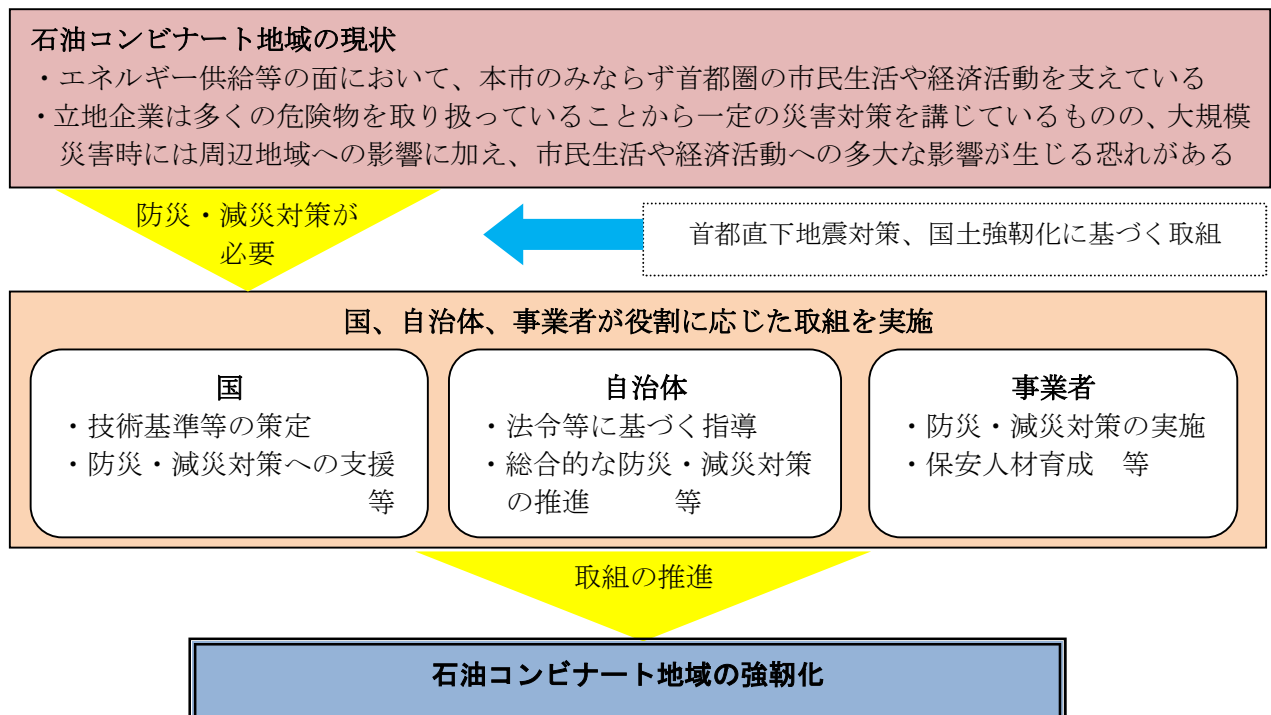
■ 要請の背景

- 臨海部の石油コンビナート等特別防災区域等に立地する企業は、法律等に基づいて一定の災害対策を講じています。しかしながら、首都直下地震被害想定においては、危険物・コンビナート施設に関して東京湾沿岸において流出約60施設、破損等約730施設の被害が想定されており、周辺地域への影響に加え、首都圏全体の市民生活や経済活動への多大な影響も懸念されることから、想定される地震の発生頻度や切迫性に応じた取組が必要です。

- 国においては、東日本大震災を踏まえ、危険物施設等の技術基準の見直しの検討や検証を実施するとともに、災害時のエネルギー安定供給の観点から石油出荷設備等の強化に要する費用を補助するなどの取組を実施しておりますが、引き続き強靱化に向けた取組を推進することが必要です。
- 本市では、臨海部で想定される主な災害の未然防止と拡大防止を目的として、平成25年4月に川崎市臨海部防災対策計画を策定し、石油コンビナート地域における総合的な防災・減災対策を推進しております。
- 石油コンビナート地域における事前防災・減災対策の考え方に基づく強靱化については、国、自治体及び事業者が役割に応じた取組を実施することが必要となりますので、国においては防災・減災対策の公的な支援の必要性、あり方について検討するとともに、実効ある対策を推進することが必要です。

■ 効果等

- 防災力、耐災害性の向上による首都圏の市民生活及び経済活動への影響の軽減
- 災害時におけるエネルギーの安定供給と速やかな復旧・復興



この要請文の担当課／総務局危機管理室震災・臨海部対策担当 TEL 044-200-2478

保育所の待機児童解消と質の確保 に向けた取組について

【内閣府・厚生労働省】

■ 要請事項

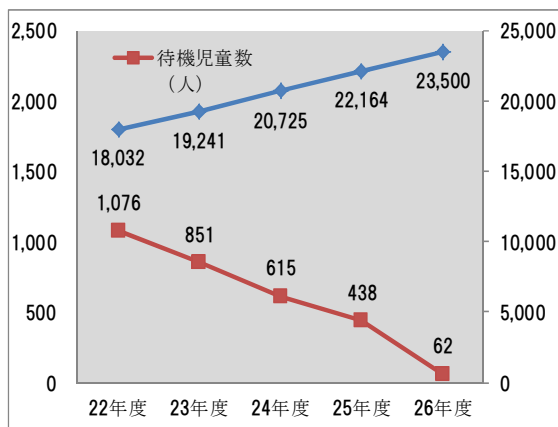
- 1 増大する保育ニーズに対応するため、保育所、小規模保育事業等の増設に係る安心こども基金の継続等、必要な財政措置を継続的に行うこと。
- 2 着実な保育所整備を進めるため、国有地の無償貸与制度を創設すること。
- 3 子ども・子育て支援新制度の公定価格の設定に伴い検討されている質の改善事項については、各自治体が独自で行う保育士や看護師、栄養士などの加配措置の実情を踏まえた内容とするとともに、その実施のために必要な財政措置を講ずること。
- 4 保育士等の処遇改善については、加算率の引き上げを行うだけでなく、実効性のある仕組を構築すること。
- 5 待機児童対策として、これまで、地方が単独で取り組んできた認可外保育施策の実績を踏まえ、保育所や小規模保育事業等への移行支援を柔軟かつ継続的に行うとともに、当分の間は、各地域の実情に応じた対応を認めること。

■ 要請の背景

- 本市では、保育所の利用申請者数が大幅に増加している中で、待機児童対策が喫緊の課題となっており、「第2期川崎市保育基本計画」に基づいて、平成23年度から平成25年度までの3年間で4,000人以上の保育所定員枠の拡大を図ってきました。また、平成26年度についても、その事業推進計画に則り、1,540人の保育所定員枠の拡大のほか、認可外保育施設の認可化や小規模保育事業化、市単独の認可外保育施設の充実などを計画しています。しかしながら、利用申請者数の推移を見ますと、今後も継続的な保育所や小規模保育事業等の整備が必要な状況は明らかですので、施設整備費に対する継続的な財政措置が必要です。
- 市域面積が狭く人口密度が高い本市においては、一定の敷地面積を備えた低廉で活用できる用地の確保が困難な状況となっており、無償による国有地の貸付制度の創設が必要です。
- 本市では、良好な保育環境を確保するため、独自に年間を通じての11時間開所のための保育士や看護師、栄養士などの加配措置を講じているところですが、新制度における公定価格を検討する中で、質の改善事項として、そうした地域の実情を踏まえた財政措置が講じられるようにするとともに、保育士等の処遇改善について、実効性のある仕組が構築されるようにする必要があります。

- 認可外保育施策は、これまで本市の待機児童対策に大きな役割を果たしてきており、その状況を全く考慮しないことは、現在の状況下では現実的ではありません。今後、新制度に移行していくにあたって、保育所や小規模保育事業等への移行支援を柔軟かつ継続的に行っていく必要があるとともに、当分の間は、地域の実情に応じた待機児童対策の一環としての対応を引き続き認めてもらう必要があります。

待機児童数の推移



保育所等の整備数・整備費の推移



子ども・子育て支援事業計画に基づき平成27年度も継続的な取組が必要。

本市の職員加配基準

	国基準(運営費ベース)	本市職員加配基準(民営保育所)
保育士	0歳3人つき保育士1人 1・2歳6人につき保育士1人 3歳20人につき保育士1人 4歳以上30人につき保育士1人	※産明け保育を行う場合は1人加配 ※障害児の受入れに対し加配 ※看護師の配置を指導
年休代替要員 休憩・休息要員	定員90人以下施設 1人加算	1施設に1人配置 保育士4人につき1人加配
調理員	定員40人以下:調理員1人 定員41人～150人:調理員2人 定員151人以上:3人	定員61～150人:調理員1人加配 定員151人以上:調理員2人加配 栄養士の配置を指導

現行の国基準では十分なローテーションを組むのは困難。新制度の公定価格の中で質の改善事項として検討が必要

市の認可外保育施策が待機児童対策に寄与してきた効果

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
不承諾児童数	2,597	2,611	2,651	2,765	2,570
市の認可外保育施策等に対応	970	1,084	1,274	1,341	1,500
産休・育休中	252	381	388	508	433
特定保育所のみ希望	299	295	374	439	409
自宅で求職活動	0	0	0	39	166
待機児童数	1,076	851	615	438	62

市の認可外保育施策について引き続き待機児童対策の一環としての対応を認めることが必要。

安全・安心で良好な教育環境の充実について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 学校給食施設整備事業について、整備促進を図るための十分な財政措置を講ずること。
- 2 校舎等老朽化対策事業について、計画事業量に見合う財政措置や制度改正を講ずること。
- 3 校舎等新增改築事業及びこれに伴う学校用地取得について、計画事業量に見合う財政措置を講ずること。
- 4 学校防災機能強化等事業について、計画事業量に見合う財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市の学校給食は、小学校113校、特別支援学校3校で単独校調理場方式による完全給食を実施し、中学校52校ではミルク給食を実施しています。学校においては、教科や特別活動、給食（昼食）の時間の中で食に関する指導を実施するなど、学校教育全体で食育の推進を図っています。今後、中学校においても、育ち盛りの生徒にとって栄養バランスがあり、安全・安心で温かい給食を提供し、さらなる食育の充実を図ることを目的に、完全給食の実施を進めることとしています。
- 本市の学校施設のうち、築年数が20年以上の施設は約70%を占め、老朽化が進んでいます。こうした状況の中で、改修による学校施設の老朽化対策、教育環境の質的向上（特に学校トイレ快適化及びエレベータ設置）、環境対策を併せて行う再生整備と予防保全を基本とし、長寿命化の推進による財政支出の縮減と平準化を図る、学校施設長期保全計画を策定したところです。今後、本計画に基づいて、早期により多くの教育環境の改善を図ることとしています。
- また、本市においては、大規模な住宅開発等に伴う子育て世代の流入により児童生徒の増加が進み、必要な教室数を確保するなど、良好な教育環境の確保に向けた取り組みを進める必要があることから、教育の機会均等を保障し、その水準の安定的確保を図るため、必要に応じて学校用地を取得、校舎の新增築などを進めることとしています。
- さらに、本市では、校舎等構造体の耐震化は完了したため、今後は大規模空間の天井落下防止対策や自家発電設備設置などの防災機能の強化を進めることとしています。

■ 費用

○ 平成27年度計画事業費

- | | | | | | | |
|--------------|-----|-----|---------|-----|---|--------|
| ・再生整備・質的整備事業 | 11校 | 事業費 | 約20.9億円 | (国費 | 約 | 2.7億円) |
| ・児童生徒増加対策事業 | 7校 | 事業費 | 約27.7億円 | (国費 | 約 | 3.1億円) |
| ・防災機能強化事業 | 51校 | 事業費 | 約18.7億円 | (国費 | 約 | 4.1億円) |

【平成２７年度の主な取組み】

再生整備事業計画

事業名	学校数	事業年度	概算国庫支出金額
既存学校施設 再生整備	２校	平成２４～２７年度	約６．２億円 (２７年度 約１．９億円)

質的整備事業計画

事業名	学校数	事業年度	概算国庫支出金額
学校トイレ環境整備	７校	平成２７年度	約０．７億円
エレベータ設置	２校	平成２７年度	約０．１億円

児童生徒急増対策事業計画

○校舎の増築

学校名	事業年度	概算国庫支出金額
御幸小学校 大師中学校 富士見中学校	平成２６～２７年度	約２．４億円 (２７年度 約１．７億円)
下沼部小学校 古川小学校 久末小学校 臨港中学校	平成２７～２８年度	約４．６億円 (２７年度 約１．４億円)

○新設校の用地

学校名	事業年度	用地費
新川崎地区・小杉駅周辺地区	平成２７年度	約９３．０億円

防災機能強化等事業

事業名	学校数	事業年度	概算国庫支出金額
校舎内外装改修 飛散防止フィルム貼付 自家発電機設置 非構造部材の耐震化	５１校	平成２７年度	約４．１億円

計画事業量に見合う財政措置を講ずること

この要請文の担当課 / 教育委員会事務局教育環境整備推進室 TEL 044-200-3271
教育委員会事務局中学校給食推進室 TEL 044-200-3562

川崎縦貫道路の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 川崎縦貫道路Ⅰ期事業の整備推進を図ること。
- 2 Ⅱ期計画について、東京外かく環状道路東名以南との一本化を含め幅広く検討を進め、早期に計画の具体化を図ること。
- 3 大師ジャンクション以西の国道409号の街路整備に必要な財政措置を講ずること。また、川崎大師駅周辺について、鉄道との交差形状の早期改善を図るとともに、駅前の広場空間を含めた整備計画の具体化を図ること。
- 4 川崎駅周辺の交通円滑化に向けた整備計画の具体化を図ること。

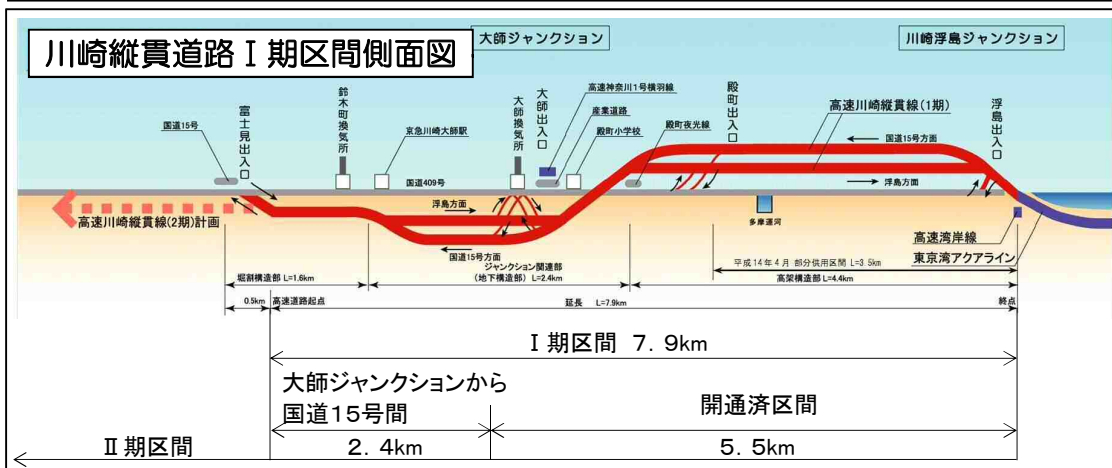
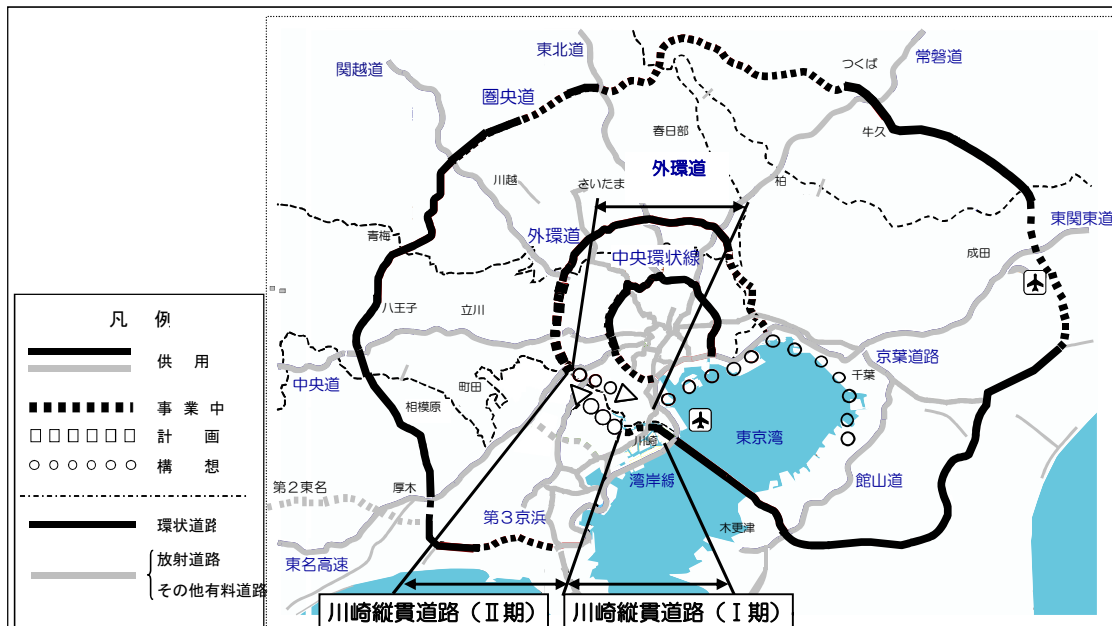
■ 要請の背景

- 川崎縦貫道路は、首都圏の都市構造や経済活動を支えるとともに、本市の都市機能を強化する広域的な交通ネットワークの形成及び市内の交通混雑の解消や沿道環境の改善にも寄与し、災害時には本市臨海部に位置する基幹的広域防災拠点からの物資輸送を支える高速道路ネットワークの一つとして重要な役割を担うものです。
- 平成24年9月には国土交通大臣が「東名以南の計画について、関係者との検討の場を立ち上げたい」と公表したことから、川崎縦貫道路計画についても、外環道東名以南との一本化を含めた幅広い検討を進め、早期に計画の具体化を図る必要があります。
- Ⅰ期事業の大師ジャンクション以西については、平成17年8月に国が示した対応方針により整備が先送りされており、工事再開までの当面の措置として国道409号の街路整備、川崎大師駅前の広場空間および川崎駅周辺の交通円滑化に向けた整備計画の具体化が挙げられています。特に、国道409号の街路整備については、地元経済団体や住民組織などからも早期整備完了を求められており、また整備に必要な用地も殆ど確保されていることから、予算を集中的に配分し、整備を推進する必要があります。
- 川崎大師駅周辺については、変則的な鉄道との交差形状により、国道409号の下り車線数が減少するなど、円滑な交通が妨げられていることから、早期に改善を図る必要があります。

■ 効果等

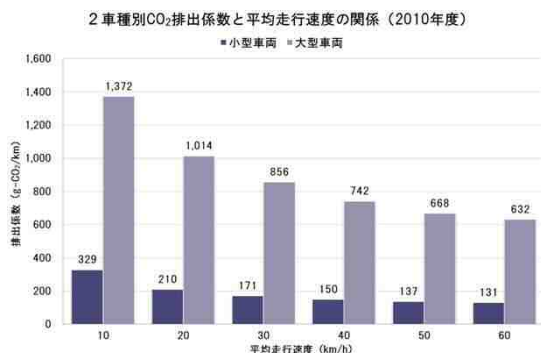
- 都市機能強化、交通混雑解消、災害時の輸送路、沿道環境改善
- 二酸化炭素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質の削減

都市機能強化・交通混雑解消・災害時の輸送路・沿道環境改善等に向けて、
市の骨格となる川崎縦貫道路の早期整備が不可欠



川崎縦貫道路の整備により、地球温暖化に起因するCO₂・NO_x・SPM排出を抑制

渋滞減少に伴う平均走行速度の向上により、
CO₂排出量が減少



出典：国土総合研究所
「道路環境影響評価等に用いる自動車排出係数の算定根拠(平成22年度版)」から作成

川縦Ⅰ期整備により、
自動車排出物質量の大幅削減が可能

二酸化炭素(CO₂) → 年間約6,000t削減

等々力陸上競技場約160個分の
森林が年間に吸収する量に相当

窒素酸化物(NO_x) → 年間約9t削減

浮遊粒子状物質(SPM) → 年間約0.2t削減

出典：首都高速道路株式会社「平成21年度 事業評価監視委員会」

この要請文の担当課／建設緑政局計画部広域道路課 TEL 044-200-2039

放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰等の 取扱いについて

【内閣府・環境省・国土交通省】

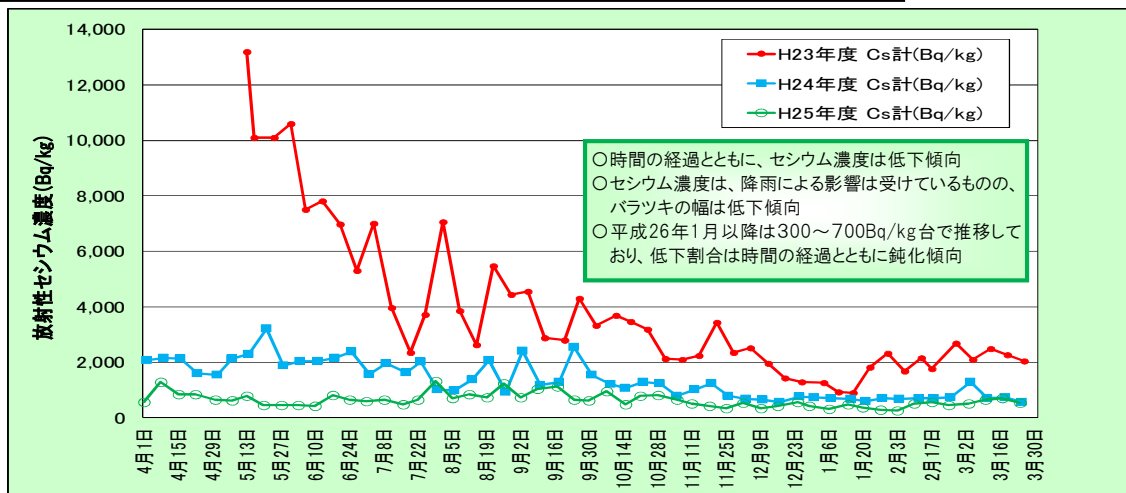
■ 要請事項

- 1 放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰等の円滑な処分等に向けて、資源化・最終処分に係る基準の妥当性・安全性について明確に示すとともに、地域の実情に応じた必要な措置を講ずること。
- 2 放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰等の一時保管等の経費に対しては、地方の負担とならない万全の補償が確実に行われるよう、必要な措置を講ずること。

■ 要請の背景

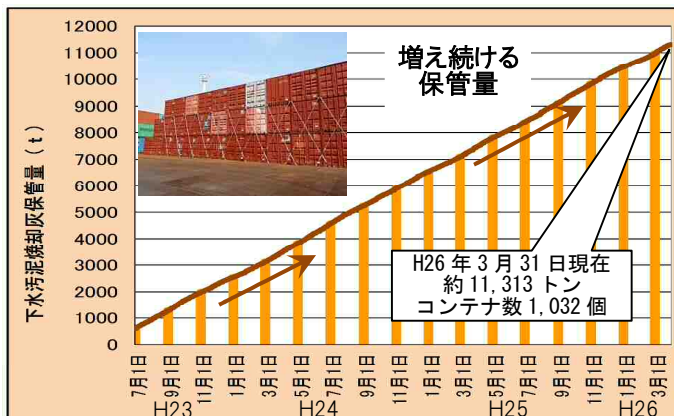
- 下水汚泥焼却灰及びごみ焼却飛灰（ばいじん）の保管量は、平成26年3月末現在で約32,239トンに達しており、保管場所の確保が大変難しい状況となっています。
- 放射性物質の濃度が低下した新たに発生するごみ焼却灰については、平成25年度から段階的に処分場への埋立を開始したものの、下水汚泥焼却灰や保管している焼却灰については、未だ資源化や最終処分には至っておらず、その開始には市民等の理解を得る必要があることから、資源化・最終処分に係る基準の妥当性・安全性について明確に示す必要があるとともに、水面埋立地しか有していない等、本市の実情に応じたさらなる措置が必要です。
- 保管等の追加的支出のうち、既にその一部について東京電力（株）より支払いがありました。引き続き万全の補償が確実に行われるよう、財政措置を含めた国による支援が必要不可欠です。

入江崎総合スラッジセンターにおける下水汚泥焼却灰の放射能測定結果



処分に係る本市の実情(下水汚泥焼却灰等の保管量及び管理型処分場の現況)

【増加する保管量】

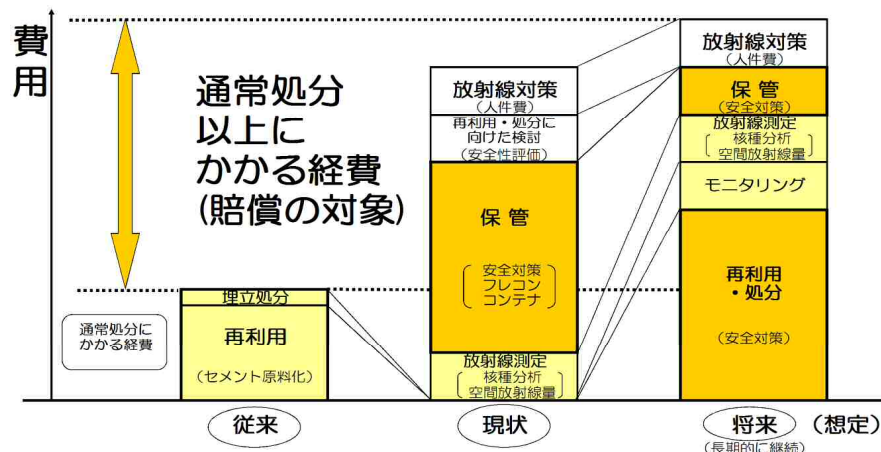


H26年3月31日 現在の保管量	下水汚泥 焼却灰	ごみ焼却飛灰 (ばいじん)	計
	11,313トン	20,926トン	32,239トン

【本市唯一の管理型処分場】



放射性物質が検出されたことにより新たに要することとなった経費のイメージ



国家戦略特区・国際戦略総合特区の取組推進と殿町国際戦略拠点（KING SKYFRONT）の整備について

【内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省】

■ 要請事項

- 1 国家戦略特区の目標実現に向け、真に効果的な規制改革を実現すること。
特区プロジェクトの研究開発成果を早期に社会展開するため、新たな事業や技術革新等に対応する法整備を迅速に行う仕組を整備すること。
特区計画等に位置付けられた事業の実施に当たっては、国の予算措置についても特段の配慮を行うこと。
- 2 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の取組を推進するため、財政支援措置の総合特区推進調整費を独立行政法人が執行する補助事業に適用可能とすること。また、内閣府が、直接、指定地域に予算を交付すること等が可能となるよう運用改善を図ること。
- 3 （仮称）ものづくりナノ医療イノベーションセンターについては、国際科学イノベーション拠点であることから、革新的な研究開発の着実な推進に向け、継続的な支援を図ること。
- 4 東京都のアジアヘッドクォーター特区と京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の国際競争力強化並びに国家戦略特区の目標である国際的ビジネス拠点形成を一層促進する観点から、羽田空港を中心とした一体的な土地利用を推進するとともに、それを支えるインフラ整備等の実現を図ること。

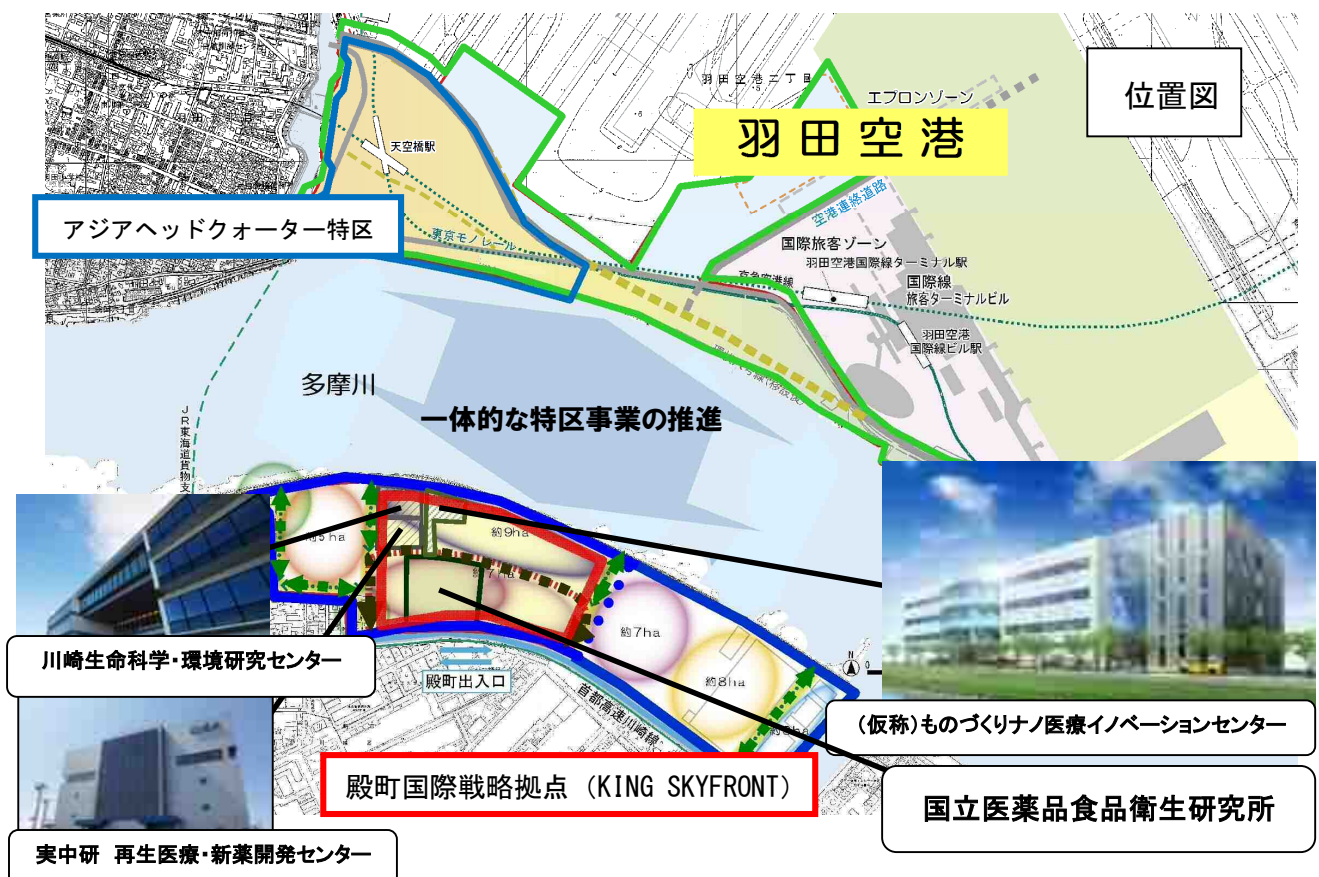
■ 要請の背景

- 「国際的ビジネス拠点の形成」に向け、民間企業がメリットを享受できる規制緩和の実現が必要です。また、国主導のプロジェクトとして、国は、指定地方公共団体及び民間事業者とともに責任を持って事業を推進することが不可欠です。

- 国と地方の協働プロジェクトである『京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区』の目標を実現するためには、地域独自の取組に加えて、財政・税制・金融の優遇措置や規制の特例措置の実施など関係府省の積極的な支援が不可欠です。
- 総合特区の取組の核となる殿町地区（KING SKYFRONT）では、羽田空港の24時間国際拠点空港化の効果を最大限に活用し、ライフサイエンス分野の先端技術を有する企業・研究機関・大学等が集積した国際戦略拠点の形成を進めています。

■ 効果等

- 首都圏経済の活性化・我が国の国際競争力の強化
- 研究開発・臨空関連機能の集積



この要請文の担当課／総合企画局臨海部国際戦略室

TEL 044-200-3633

“水素社会”の実現に向けた川崎臨海部における水素ネットワークの構築について

【新規要請項目】

【内閣府・内閣官房・経済産業省・環境省】

■ 要請事項

- 1 水素は次世代を支える重要なエネルギーであることから、水素エネルギーを国家戦略に位置付け、「水素エネルギーフロンティア国家戦略特区」などの指定により、水素の本格的な利活用に向けた制度構築や規制改革等を戦略的に進めるとともに、国の予算措置においても特段の配慮を行うこと。
- 2 “水素社会”の実現に向けたロードマップに基づき、その着実な実行に必要な制度の創設や財政的措置等を講ずること。
- 3 海外で製造される水素を、新たな「水素の大量貯蔵・輸送技術」の活用により国内に輸送し、産業・エネルギー分野において利用する「川崎臨海部水素ネットワーク」の構築にあたり必要な支援を行うとともに、安全面における新たな標準や技術基準を整備すること。
- 4 「世界初の商用水素混焼発電所」を川崎臨海部に建設するにあたり、新たな制度の創設や支援策の充実を図ること。

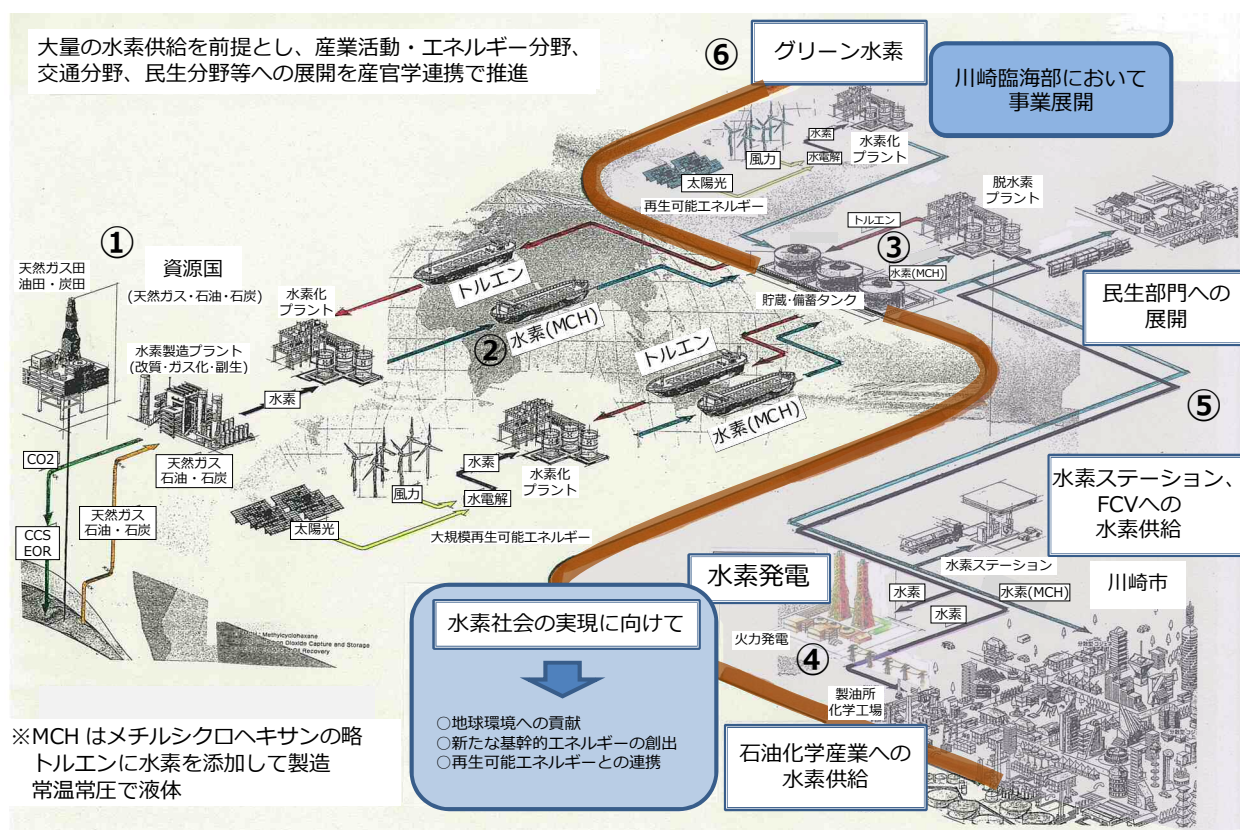
■ 要請の背景

- 我が国においては、東日本大震災以降、エネルギーの安定供給の確保、エネルギーセキュリティの向上、燃料費を含めた発電コストにおける経済性の追求とともに、増大するCO₂排出抑制と環境負荷の低減に資する低炭素社会の実現が大きな課題となっています。
- 「日本再興戦略」においては、2030年に「クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会」を目指すとしており、次世代のクリーンエネルギーである水素の位置づけが高まっています。
- また、「エネルギー基本計画」において、水素は、地球温暖化対策に貢献する将来の二次エネルギーの中心を担うことが期待されており、多様な技術開発や低コスト化の取組を加速することとなっています。
- 川崎臨海部ではエリアポテンシャルを活かした水素ネットワークの構築を進めており、事業のモデル化により水素供給モデルの全国展開や民生部門への展開が見込まれています。
- 水素発電所は、CO₂排出削減に貢献するとともに、水素の市場規模拡大による水素の低価格化につながるものと期待されている。

■ 効果等

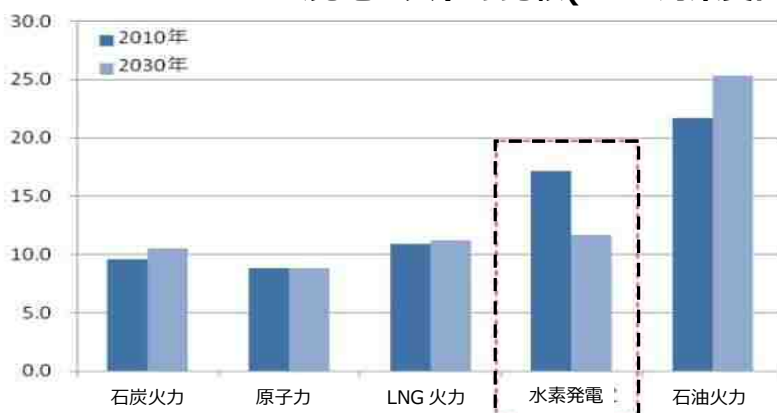
- 水素は、新たなエネルギー源として「エネルギー供給源の多様化」に資するとともに、CO₂削減など、「環境負荷の低減」に寄与
- 水素を起点とした我が国の持続的な経済成長を生み出す新たな産業の創出
- 水素の大量貯蔵・輸送技術を活用したネットワークの構築による水素コストの低減や安定供給の実現とそれに伴う水素利用の普及拡大

<水素ネットワークの展開（イメージ）>



(円/kWh)

<発電コストの比較(CO₂ 対策費含む)>



水素発電 (CO₂ 対策費を含む) は、水素輸送量の拡大などにより、LNG 火力とほぼ同等の発電コストの見通しとなります。

※各発電コストは、コスト等検証委員会報告書より引用。
(CO₂ 価格は、EU 政策シナリオ：\$ 19.5/t-CO₂@2010、\$ 40/t-CO₂@2030)

この要請文の担当課／総合企画局スマートシティ戦略室 TEL 044-200-2095

「新川崎・創造のもり」地区での産学交流・研究開発拠点の整備推進について

【文部科学省・経済産業省】

■ 要請事項

「新川崎・創造のもり」地区において、オープンイノベーションの推進による研究開発力のさらなる強化を図るため、産学交流・研究開発拠点の整備について、必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 新川崎地区は、世界的企業の研究開発拠点の整備が進むとともに、「新川崎・創造のもり」において、大学の研究施設、インキュベーション施設、ナノ・マイクロ技術の産学官共同研究施設を整備し、慶應、早稲田、東工大、東大からなる「4大学コンソーシアム」が先端研究開発、先端研究機器の共同利用事業等を展開するなど、産学連携による新技術の研究開発を進めており、平成25年度に「京浜臨海部ライフノベーション国際戦略総合特区」の区域に追加指定されました。
- さらに、「創造のもり」においては、企業、研究者の集積とオープンイノベーションの推進による研究開発力のさらなる強化を図るため、新たな研究開発施設の整備について、平成27年度の整備着手、28年度以降の供用開始を計画しております。
- こうした「創造のもり」でのプロジェクトは、国家戦略特区が進める「国際的ビジネス拠点の形成」を推進し、日本の経済成長を牽引する新たな産業創出に繋がるものであり、「創造のもり」地区での新たな研究開発施設の整備について、財政措置等を講ずべきものと考えます。

■ 効果等

- 「創造のもり」地区での先端産業の集積とオープンイノベーションの拠点整備により、幅広い分野での産業イノベーションを創出し、首都圏経済の活性化、我が国の国際競争力の強化に大きく貢献します。

羽田連絡道路をはじめとする臨海部地域の交通ネットワーク基盤の整備・充実について

【内閣官房・国土交通省】

■ 要請事項

- 1 東京湾岸地域を結ぶ道路交通網など京浜臨海部全体の交通ネットワーク基盤の整備・充実について、東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れた交通機能の強化に取り組むなど、必要な措置を図ること。
- 2 国際戦略総合特区間の連携強化や新たな国家戦略特区の目標である国際的ビジネス拠点の形成を促進し、羽田を中心とした国際戦略拠点の形成に大きく資する羽田連絡道路の早期整備に向けた取組を進めること。
- 3 羽田空港及び京浜港の国際競争力強化等を図る即効対策として、高速湾岸線の新たな料金割引の設定等更なる利用しやすい料金体系の構築と、国道357号の未整備区間の早期整備に向け、東扇島と扇島を結ぶ等段階的な整備を進めること。

■ 要請の背景

- 本市の臨海部地域は、京浜工業地帯の中核として日本経済の発展に大きく貢献してきましたが、首都圏における地理的優位性や高度な研究開発機能の集積などを強みとして、既存産業の高度化・高付加価値化や先端産業の集積・創出、物流機能の高度化などにより活力ある地域が形成され、持続的な発展を続けています。
- 臨海部の交通基盤は、こうした経済・産業活動を支える上で重要な役割を担っており、臨海部全体の活性化や大規模災害時における交通・物流機能の確保の観点からも交通ネットワーク基盤の整備・充実が必要であり、本市「総合都市交通計画」においても、「①羽田空港へのアクセス強化」、「②臨海部交通ネットワークの強化」、「③臨海部各地へのアクセス性の向上」を掲げ、重点施策として取り組んでいます。
- 特に、臨海部では内陸部への交通集中による恒常的な渋滞や沿道環境の悪化が課題となっており、内陸部から湾岸部への交通誘導や臨海部各地区へのアクセス改善などによる環境にも配慮した安全かつ円滑な交通機能の確保に加え、東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定したことから、それを見据えた取組が求められています。
- さらに、羽田空港の24時間国際拠点空港化や東アジアのハブポートを目指す京浜港の連携強化が進む中で、首都圏の国際競争力の強化を図るためには、空港、港湾の連携軸として、広域的な幹線道路ネットワークの整備が求められています。

川崎港の機能拡充について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 我が国最大の総合港湾である京浜港の一翼を担う川崎港が、就航コンテナ船の大型化等に対応して、国際戦略港湾としての機能を最大限発揮するため、必要な財政措置を講ずること。
- 2 京浜港の物流機能の強化を図るため、臨港道路東扇島水江町線及び関連道路等の整備を促進すること。
- 3 地震に備えた港湾施設や海岸保全施設および老朽化した港湾施設の整備に必要な財政措置を講ずるとともに、災害時における国を含めた広域防災体制の確立を図ること。
- 4 特例港湾運営会社による運営に移行した川崎港コンテナターミナルが、その特長を活かし、国際競争力を高めるため、積極的な集荷・創荷の支援策の充実を図ること。

■ 要請の背景

- 京浜港は、国際コンテナ戦略港湾として国際競争力強化の取組を進めるとともに、多様な機能を備えた総合港湾として合理的な施設及び機能の配置や貨物集荷等に係る諸施策を一体となって展開しておりますが、川崎港においては平成24年度に新規航路が相次いで3航路就航するなど、利用者へのサービス拡充が図られつつあり、平成25年度の取扱数は前年より3割増加しました。また、就航コンテナ船の大型化により岸壁延長が不足し、横浜港へのはしけによる接続や複数コンテナ船の接岸において、サービスが低下しております。
さらなる川崎港の発展のために、岸壁の延伸が必要です。
- 川崎港東扇島地区においては、平成26年2月に総合物流拠点地区の立地企業の全てが事業開始となり、今後は、各施設が本格稼働となることに伴い、更なる物流車両の増加に対応する交通機能の確保ならびに市街地と基幹的広域防災拠点とを結ぶ唯一の川崎港海底トンネルのリダンダンシーの確保が重要な課題であり、臨海部交通ネットワークを充実させ物流機能強化を図るためにも、臨港道路東扇島水江町線及び関連道路の整備を推進し、川崎港を含む京浜港の更なる連携を強化する交通体系を整備することが必要です。
- 東日本大震災を踏まえ、地震・津波に備えた港湾施設整備ならびに三大湾である東京湾に面している川崎港の海岸保全施設整備さらには老朽化が進む港湾施設の適切な維持管理が

必要となっており、これらの事業の拡充や財源措置が必要です。また、災害時における基幹的広域防災拠点機能へのスムーズな機能転換や港湾機能の早期復旧が重要であり、港湾における国を含めた広域防災体制を確立し、災害に強い港づくりを推進することが必要です。

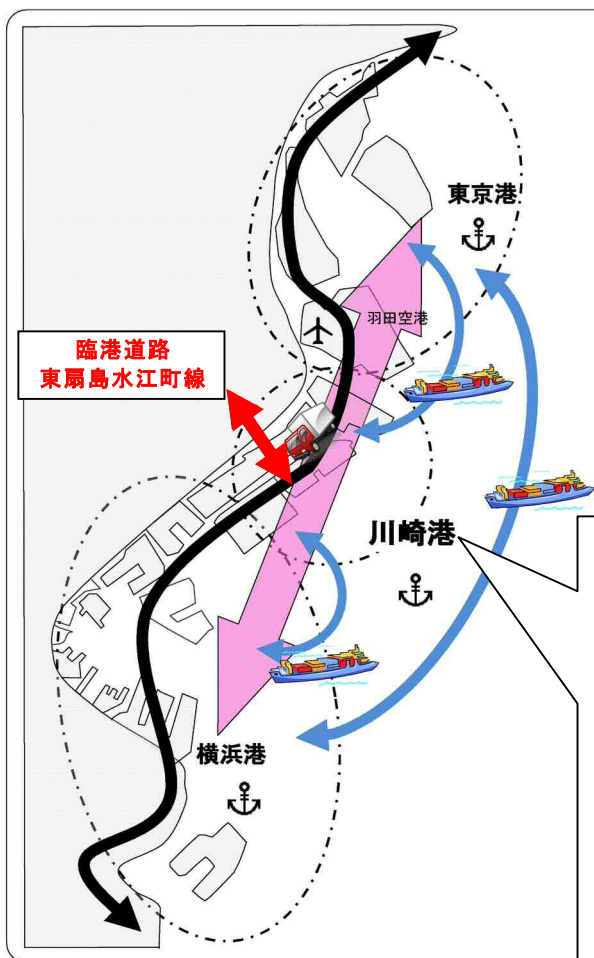
- 川崎港コンテナターミナルの直背後は、東扇島総合物流拠点地区としてかわさきファズをはじめ、高度な機能を有する物流施設が多数立地しています。こうした立地条件を活かしつつ、京浜港の基幹航路に接続するコンテナのバーシ輸送等に関する社会実験を実施するなどにより、集荷・創貨につながる効率的かつ効果的な物流体制を構築することが必要です。

■ 費用

- 平成27年度計画事業費 約160億円 (国費 約97億円)
- ・臨港道路(東扇島水江町線)・千鳥町7号岸壁改良(耐震)・コンテナ1号岸壁改良等

■ 効果等

- 国際競争力の強化および港湾物流の効率化・高度化に対応した物流機能の強化
- 京浜港における交通ネットワークの充実
- 大規模災害発生時における緊急物資輸送経路確保と支援体制の充実
- 港湾施設や海岸保全施設の良好な維持管理



京浜港位置図



基幹的広域防災拠点



東扇島物流拠点地区 進出企業

平成27年度
国の予算編成に対する重点要請書

平成26年6月発行

編集発行 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044(200)2183